

税務署からのお知らせ

平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 26 年 2 月 17 日(月)から 3 月 17 日(月)までです。佐渡税務署では次のとおり申告相談会場を開設いたしますので、お早めの準備をお願いします。

申告相談会場	アミューズメント佐渡 1 階 はまなすホール
受付時間	午前 9 時～午後 4 時

※ 土・日は申告相談を行っておりません。

※ 申告相談会場は、申告期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

◆個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、平成 26 年 3 月 31 日(月)までに、平成 25 年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。

【平成 25 年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成 23 年分の課税売上高が 1 千万円を超える事業者
 - ② 平成 23 年分の課税売上高が 1 千万円以下の事業者で、平成 24 年 12 月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③ ①、②に該当しない場合で、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの期間（特定期間）の課税売上高が 1 千万円を超える事業者
- なお、特定期間における 1 千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

(注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、平成 25 年分（課税期間）の課税売上高が 1 千万円以下であっても、平成 25 年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 平成 23 年分の課税売上高が 5 千万円以下で、平成 24 年 12 月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。
- 簡易課税制度を選択していない課税事業者又は簡易課税制度を選択していても平成 23 年分の課税売上高が 5 千万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（付表）を添付する必要があります。
- ◆ 一般用………「付表 2」を添付してください。◆ 簡易課税用………「付表 5」を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付する必要があります。